

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-38)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	大臣官房 環境計画課		作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 川又孝太郎				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。</li> <li>・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。</li> </ul>				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。</li> <li>・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。</li> </ul>				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。</li> <li>・「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしている。</li> </ul>		政策評価実施予定時期	令和元年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度			
1 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	-	一年度	100%	R2年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日)において、令和2年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため。
4 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数	-	一年度	100団体	R5年度	-	-	-	-	-	20	40	60 (R3年度)	地域のステークホルダーによる主体的な会議運営を通じて地域循環共生圏創造に向けた経済面・環境面で持続可能な構想の具体化を支援する事業において20程度の地域・自治体の支援を予定しているため

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成31年度 行政事業レビュー 事業番号
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
(1) 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (平成30年度)	-	-	12 (12)	3,400	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等</p>	0010
(2) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業 (平成26年度)	110 (85)	332 (284)	580 (420)	452	1,2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 ・低炭素な地域づくりに資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを用いて実施する地方公共団体職員を対象とした研修会等により、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。</p>	0011
(3) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (一部経済産業省・農林水産省連携事業) (平成28年度)	6,000 (2,199)	7,408 (3,189)	5,863 (5,092)	5,000	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、脱炭素社会の実現に寄与する。</p>	0037
(4) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (平成28年度)	5,000 (1,032)	3,200 (2,227)	4,270 (3,767)	5,200	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地方公共団体における地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づくエネルギー起源CO2の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制を強化し、省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	0038

<p>(5) 公害防止計画策定経費 (昭和45年度)</p>	<p>2 (1)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>1 (1)</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成30年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	<p>0274</p>
<p>(6) 環境で地方を元気にする 地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業 (平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>500</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①地域循環共生圏創造に向けた環境整備②地域循環共生圏創造支援チーム形成③総合的分析による方策検討・指針の作成等④戦略的な広報活動を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。また、環境整備が整ったと判断された地域等に対して、必要な支援を行う専門家のチームの派遣により、経済合理性と持続可能性を有する地域の総合的な取組となる事業計画の策定を支援する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の事業計画策定に向けた構想の具体化などを支援し、その取組みの横展開を図ることに等により、地域循環共生圏の創造を通じた持続可能な社会の構築に寄与する。</p>	<p>新31-0016</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>14,374 (6,208)</p>	<p>11,041 (5,754)</p>	<p>10,926 (9,491)</p>	<p>14,553</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率 先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」</p>	